



# 全戸、メーターで料金徴収 同国内では例外的な事例

オークランドは、ニュージーランドの北部に位置する同国最大の自治体である。人口140万人は全人口(440万人)の約3割にあたり、首都ウェリントンの40万人を大きく上回る。面積1086平方キロは東京都の約半分である。温暖湿潤気候に属し、最も暖かい2月の平均最高気温は23・7度、最も寒い7月の平均

- 公益財団法人 水道技術研究センター 専務理事 安藤 茂
- 同センター 総務部主任研究員 高橋 邦尚

最低気温は7・1度である。年間降水量は1213ミリで、降雪はない。

## ● オークランドの位置



## ● オークランドの上下水道データ (2015-16年)

上水道事業	
給水人口	140万人
給水接続	42万件
水源	ダム…65% 河川…28% 地下水…6%
浄水場	15
配水量	35万m <sup>3</sup> /日
配水管延長	9,064km
配水池	73
下水道事業	
下水処理場	18
管路延長	7,981km
ポンプ場	504

「Watercare」(ウォーターケア)が行っている。Watercareはもともと、水道用水供給事業者としてオークランド市とその近隣自治体に水を供給していたが、2010年に同市が近隣自治体と合併したことを受けて、水道施設の所有権とともに末端給水事業を引き継いだ。下水道事業についても、合併前からWatercareが下水の処理だけを行っていたが、合併後は、料金

徴収をふくむ顧客サービスまでの全てを担っている(ただし、一部地域ではWatercareとの契約にもとづき、フランスの民間会社が末端給水事業を行っている)。

合併による水道料金の統一。併前の各自治体では、それぞれ異なる料金体系を採用していた。たとえば、農村地域では1立方メートルあたり272円(料金は全て税込み)3・5ニュージーランドドル)であるのに対して、オークランド中心部では126円であった。合併後にはこれが、一般家庭の場合で、1立方メートルあたり112円へと統一されることになる。

下水道料金については、メーターあたり1万6千円が年間の固定料金として、1立方メートルあたり191円が従量料金として徴収されている。メーター未設置で下水道サービスのみ受けている家庭については、年間4万8千円を支払う必要がある。下水道サービスにのみ加入している顧客がいるのは、地方自治法の規定により、住民を強制的に下水道へ接続させる権限が自治体に認められているからである(下水道が公衆衛生に大きく関わる問題であるとの考えから)。一方、上水道への接続は顧客の判断に委ねられており、自治体が強制することはできない。

従来からの顧客ではなく、あらたな顧客や、水の使用量を増やす予定の一般家庭以外の顧客に負わせる仕組みである。たとえば、オークランドの都市部で一般家庭があらたに上下水道接続を申し込んだ場合、メーター設置費用の5万2千円に加えて、インフラ増強費として99万円の支払いが要求される。Watercareでは、インフラ増強費を導入した理由として、①こうした仕組みがなければ、インフラ増強に必要な費用の大部分を通常の料金収入から補填する必要が生じ、水道料金を大幅に上げざるを得なくなる②合併前の各自治体の料金体系が、インフラの確保に必要な費用を必ずしも反映していなかった——などを挙げている。なお、Watercareの事業運営は、100%料金収入のみで賄われている。

各家庭の土地建物の市場価値に応じて年に一度徴収される固定資産税のなかに、水道料金も含むという形を取っている。そのためいくら水を使っても、料金は変わらない。メーターによる料金徴収が容易に普及しない理由の1つは、それが経済的に困窮した家庭にとって不利益をもたらすとの見方が根強いためである。すなわち、物件の市場価値に応じて料金を徴収しているあいだは、高価値物件(＝富裕層)から多くの料金を徴収する一方、低価値物件(＝貧困層)からの徴収は低額で済む。しかしこれがメーターによる従量課金に変わると、たとえば窮乏状態にある大家族(＝水の使用量が多い)に対してより多くの金銭的負担が及

ぶことになり、公平性の面で問題があるとの見方である。一般家庭へのメーター導入は大規模事業体を中心に少しずつ進んできているが、このような理由から、その設置は政治的問題としての側面をはらんでおり、全国的な普及にはある程度時間を要することが予想される。

## □3 インフラ増強費の導入

10年の合併にともなう料金への影響として、もう1つ、11年における「インフラ増強費」(Infrastructure growth charges)の導入が挙げられる。オークランドでは、向こう30年間で70万人の人口増加を見込んでおり、今後、それに応じた上下水道インフラへの投資が必要になる。インフラ増強費は、この投資額の一部を、

## □4 水道メーターによる徴収

オークランドでは、一般家庭の全戸にメーターが設置されているが、これは国全体でみると例外的である。ニュージーランドの多くの自治体では、現在も、



- 出典
1. Watercare. 2016 Annual Report. [www.watercare.co.nz](http://www.watercare.co.nz)
  2. Watercare. Infrastructure growth charges. [www.watercare.co.nz](http://www.watercare.co.nz)
  3. Watercare. Domestic water, wastewater and other charges. [www.watercare.co.nz](http://www.watercare.co.nz)
  4. Veolia. Papakura Customer Service. [www.veolia.com/anz](http://www.veolia.com/anz)
  5. 水道技術研究センター. 平成25年度給水装置等に関する海外動向調査業務報告書. [www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)